

鶴岡市議会議員 菅原 一浩 様

審査請求代表者 鶴岡市議会議員 小野 由美

鶴岡市議会議員 黒井 浩之

鶴岡市議会議員 佐藤 麻里

審査請求書

鶴岡市議会議員政治倫理条例第4条の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

記



1. 審査対象議員名	長谷川剛議員、坂本昌栄議員、菅井巖議員、加藤敏一議員
2. 政治倫理基準に違反する事実の内容	<p>令和4年5月から設置された政務活動費検討会議の場で共産党市議団が発行する「新つるおか」について「発行費については政党活動掲載部分を按分しているが、月額40,000円の基本料金については按分されていないこと」「見出し下の国会議員、県議会議員の名前・連絡先の記載部分が按分されていないこと」の2点について政務活動費の手引きに沿わないのではないかと指摘が出された。</p> <p>それに対し5月26日の検討会議の場で共産党市議団の委員がその点に関し「問題」との認識を示しながら、その後の議会運営委員会、議員全員説明会等で再三にわたり対応を求めたが、共産党市議団の会派内で検討された「見解と対応」という文書でも問題という認識を示さず、訂正が行われることは無かった。</p> <p>8月29日の会派代表者会議で新政クラブからの具体的な方法が示されて初めて、基本料金部分の按分の計算を行い、9月27日の会派代表者会議で返還の方向性を示したが、指摘から約4ヶ月にわたり、政務活動費の手引きに沿わない点について対応せずに放置した。また基本料金部分に関しての按分の必要性を認め、その金額が345,964円(審査対象額は259,944円)に上ること、返還額が99,592円となることの報告があったが、国会議員、県議会議員の名前・連絡先部分の按分については現時点でも認めていない。</p> <p>手引きに沿わない支出との指摘を受け、問題の認識を持ちながら長期間にわたり会派全員で放置し、具体的な指摘を受けて初めて対処を行ったことを含め、今回の一連の経緯は「市民から疑念をもたれる行為」であり、共産党市議団を構成する4議員は政治倫理基準に違反する行為を行ったものである。</p>
3. 政治倫理基準に違反する事実の根拠	該当条項：鶴岡市議会議員 政治倫理条例 第3条第9号
4. 添付書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共産党市議団の政務活動費に関するこれまでの経緯及び政治倫理審査会の対象となる部分について</li> <li>・別紙1, 別紙2, 別紙3, 別紙4, 別紙5</li> </ul>

・共産党市議団の政務活動費に関するこれまでの経緯及び政治倫理審査会の対象となる部分について・・・P1～P2

(別紙1)「政務活動費検討会議における日本共産党市議団への政務活動・広報費への指摘についての見解と対応について」・・・P3

(別紙2)「7月12日開催の議員説明会における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」・・・P4

(別紙3) 新政クラブより示した按分の考え方、方法について・・・・・・・・・・P5

(別紙4)「8月29日開催の会派代表者会議における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」・・・・・・・・・・6P～9P

(別紙5)「日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」・・・10P～14P

## 1. 共産党市議団の政務活動費に関するこれまでの経緯

### ①令和4年6月10日 議会運営委員会

新政クラブより共産党市議団に対し「新つるおかの按分について問題があったという認識の中で会派としてどうしていくのか、国会議員・県議会議員の名前を削除しているが、共産党市議団としての見解を求めたい。」旨の発言あり。

### ②令和4年6月22日 議会運営委員会

共産党市議団より「(国会議員・県議会議員の連絡先の掲載については) 検討会議の協議の状況を会派の中に伝え、今年度から対応が必要だということで、現在表題から外している。」旨の説明があった。基本料金部分についての説明は無かった。共産党市議団の政務活動費について議員に対する説明会を行うことを求める意見が出された。

### ③令和4年7月4日 共産党市議団による議員全員説明会(1回目)

共産党市議団が文書「政務活動費検討会議における日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」(別紙1)を用いて政務活動費に対する指摘についての対応について説明を行った。

この時点で基本料金の按分、国会議員・県議会議員掲載部分の按分の指摘に関しての対応は無かった。

基本料金部分等の按分の必要性を指摘する意見が出され、共産党市議団が会派に持ち帰って検討することとなった。

### ④令和4年7月27日 共産党市議団が議長に対し「7月12日開催の議員説明会における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」(別紙2)を提出

この文書の中でも按分が必要であるとの指摘に関しての対応は無かった。

### ⑤令和4年8月29日 会派代表者会議

共産党市議団から基本料金及び国会議員・県議会議員掲載部分の按分の必要性に対する指摘に関して対応の考えがないことが表明されたが、これに対し新政クラブより按分の考え方、方法について具体的な指摘(別紙3)があり、共産党市議団として持ち帰って協議することとなった。

### ⑥令和4年9月27日 会派代表者会議

共産党市議団が文書「8月29日開催の会派代表者会議における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」(別紙4)を用いて説明を行った。この中で新つるおかの基本料金に対する按分の考えを初めて示し、99,592円の返還の考えが示された。この時、国会議員、県議会議員の掲載部分も按分すべきとの指摘が出され、共産党市議団が会派に持ち帰って検討することとなった。

### ⑦令和4年10月4日 議員全員説明会(2回目)

共産党市議団が文書「日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」

(別紙5)を用いて説明を行った。その中で「(新つるおかの)基本料金の按分の考えの必要性を認識するとともに、過去5年分の按分の差額が345,964円になる。この訂正と99,592円の返還を実施する。」との説明があった。国会議員、県議会議員の掲載部分の按分については考えが示されず、加えて質疑の中で「掲載からは外したが、問題がなければ(国会議員・県議会議員の連絡先の掲載を)復活させることも考えている。」との発言があった。

## 2. 政治倫理審査会の対象となる部分について

政治倫理条例は平成30年10月1日に施行された条例であり、10月4日に共産党市議団より提出された文書に添付された按分額を計算した表のうち、平成30年10月から令和3年度下期までの基本料金の按分差額である259,944円及び本来按分すべきと考える国会議員・県議会議員の連絡先の掲載部分の1%が対象となる。

### (内訳) ～基本料金の按分差額

平成30年度(10月以降)	30,336円
令和元年度	69,000円
令和2年度	48,604円
令和3年度上期	78,404円
令和3年度下期	33,600円
計	259,944円

鶴岡市議会  
議長 菅原 一浩 様

**政務活動費検討会議における日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について**

この間行われてきました、鶴岡市議会の政務活動費検討会議の手引見直しについて検討協議される中で、広報費の取扱いについて、私どもが毎週発行している「新つるおか」について、ご指摘ご意見がありました。

主なものとして、表題下に発行元である私どもの事務所の所在と私どもの連絡先と併せて、記載されていた政党に所属する県議会議員、国会議員名の標記についてと、紙面に記載された政党活動や選挙活動、後援会活動等の按分の在り方と取扱いなどがありました。

これまでの対応においては、毎週発行している広報紙に、私どもが政党公認の所属議員として活動する中で、政党活動や選挙活動、後援会活動などを掲載することはあり、そのことを広報した際には、紙面割合に応じて按分をして処理し、政務活動費の支給を受けてまいりました。また、市民から寄せられる地域課題や要求実現のために党所属の県議会議員、国会議員とは活動を共にすることは当然のことであることから、私どもの地域で活動する所属議員の連絡先も標記してまいりました。

検討会議の場でも申し上げてきましたが、私どもは従前(これまで)の政務活動費の手引きによる広報費基準によって判断し、手続きを行ってきたという認識でありますし、見直しにあたっては、全国的な事例や判例も認め、引き続き「按分」を適切に行う基準でやるべきであると主張してまいりました。また、私どもが、これまでの手引きによって年度ごと提出してきた政務活動費の報告に対しても、この度の検討会議以前には、その取扱いについてご指摘を受けたことはございませんでした。

現在、毎週発行の「新つるおか」への県議会議員、国会議員の連絡先として表題への併記については、この度の政務活動費検討会議の協議を会派に伝え、今年度からの見直しに伴う対応が必要だと認識し、外しております。

ご指摘ご意見のあった改定前のものへの対応については、従前の手引きによって手続きされてきたものであり、現在のところ、これまでに提出・報告したものの取扱いは修正、変更する必要がないものと認識しております。

また、6月27日の第6回政務活動費検討会議で手引きの見直しについて最終決定がされ、広報費の取扱いについても改定されることから、今後の対応についてはそれに沿って行ってまいります。以上ご報告申し上げます。

2022年7月4日

日本共産党鶴岡市議団

鶴岡市議会  
議長 菅原 一浩 様

7月12日開催の議員全員説明会における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について

7月12日の議員全員説明会において、7月4日付けで貴殿に提出いたしました「政務活動費検討会議における日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について」に沿って説明をさせていただきました。

その際に、政務活動費・広報費「新つるおか」へのご指摘がありました件についての見解と対応についてご報告いたします。

平成28年度の「按分」についてのご指摘については、当該年度においては、党所属県議の活動報告の記事があった場合は、紙面割合に応じ編集・発行を委託した業者によって按分され、請求がなされておりました。それ以外の政党活動や選挙活動などの掲載については、なされていないため、その紙面割合に応じて委託業者より頂いた請求から私共が按分処理をしておりました。なお、当該年度の報告書提出にあたって、議会事務局より、「請求の時点で委託業者が按分すると、紙面割合に応じて按分計上するときに分かりにくい」とのご指摘受け、翌年度(平成29年度)からは委託業者から係る経費の全額請求を頂くこととし、「紙面割合に応じた按分」についても従前の手引きに沿って手続き行っております。なお、当該年度の11月分請求のご指摘については、党所属県議の活動報告記事掲載の際は委託業者により按分(紙面割89%)請求されており、それ以外の記事掲載については政務活動費の支給対象として報告したものです。

その他に、ご指摘のあった、各種団体との関連記事の記載等については、その際に行った市政の報告や要望の聞き取り、政策に活かすべき調査などを行ってきた活動について、広く市民に知らせるべき内容と認識し、政務活動費の支給対象としたものであります。

毎年度の政務活動費の報告については、提出後に議長の閲覧・決済を経ており、ご指摘ご意見のあった改定前のものへの対応については、従前の手引きによって正式な手続きされてきたものであり、現在のところ、これまでに提出・報告したものの取扱いは修正、変更する必要がないものと認識しております。

今後の対応については、この度のご指摘も真摯に受け止め、改定された手引きに沿って行ってまいります。以上ご報告申し上げます。

2022年7月27日

日本共産党鶴岡市議団



	総	債	表裏	面積	
紙面	17.9	26.1	2	934.38	
政党部分	3.3	2.8	1	9.24	1%

		報告				
支出明細書	No	金額	割合	報告額	計	
R2	4	定額 40,000	100%	40,000		
		2189 16,000	100%	16,000		
		2190 16,000	100%	16,000		
		2191 16,000	100%	16,000		
		2192 16,000	100%	16,000		
		2194 16,000	100%	16,000		
		2193 54,290	100%	54,290	174,290	
6	定額 40,000	100%	40,000			
	2195 16,000	80%	12,800			
	2196 16,000	100%	16,000			
	2197 16,000	100%	16,000	84,800		
8	2193 162,977	100%	162,977	162,977		
9	定額 40,000	100%	40,000			
	2198 16,000	100%	16,000			
	2199 16,400	75%	12,300			
	2200 16,000	100%	16,000			
	2201 16,400	100%	16,400	100,700		
12	定額 40,000	100%	40,000			
	2202 16,000	100%	16,000			
	2203 16,000	100%	16,000			
	2204 16,600	100%	16,600			
	2205 16,000	95%	15,200			
	2206 16,000	75%	12,000	115,800		
18	定額 40,000	100%	40,000			
	2207 16,000	85%	13,600			
	2208 16,000	75%	12,000			
	2209 16,000	85%	13,600	79,200		
20	定額 40,000	100%	40,000			
	2210 16,000	90%	14,400			
	2211 17,700	100%	17,700			
	2212 16,600	100%	16,600			
	2213 17,400	80%	13,920			
	2214 16,000	100%	16,000	118,620		
半期					836,387	

按分再計算			
金額	割合	報告額	計
40,000	99%	39,600	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	
54,290	99%	53,747	172,547
40,000	93%	37,067	
16,000	80%	12,800	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	81,547
162,977	99%	161,347	161,347
40,000	93%	37,200	
16,000	99%	15,840	
16,400	75%	12,300	
16,000	99%	15,840	
16,400	99%	16,236	97,416
40,000	93%	37,360	
16,000	99%	15,840	
16,000	99%	15,840	
16,600	99%	16,434	
16,000	95%	15,200	
16,000	75%	12,000	112,674
40,000	82%	32,667	
16,000	85%	13,600	
16,000	75%	12,000	
16,000	85%	13,600	71,867
40,000	93%	37,360	
16,000	90%	14,400	
17,700	99%	17,523	
16,600	99%	16,434	
17,400	80%	13,920	
16,000	99%	15,840	115,477
半期			812,875

益	
400	
160	
160	
160	
160	
160	
543	1,743
2,933	
0	
160	
160	3,253
1,630	1,630
2,800	
160	
0	
160	
164	3,284
2,640	
160	
160	
166	
0	
0	3,126
7,333	
0	
0	
0	7,333
2,640	
0	
177	
166	
0	
160	3,143
半期	
	23,612

鶴岡市議会  
議長 菅原 一浩 様

8月29日開催の会派代表者会議における政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について

7月12日の議員全員説明会において、政務活動費・広報費「新つるおか」へのご指摘がありました件についての見解と対応について7月27日付で貴殿に提出し、8月29日の会派代表者会議で改めてご指摘いただいた件について見解と対応についてご報告いたします。

毎週発行の「新つるおか」に関わる編集、印刷を委託していた業者に支払う月額(定額)の基本料金の紙面同様の按分の考えが必要とのご指摘について、改めて判例なども参照のうえ、従前の手引きを用いて行ってきた按分の会計処理上の不十分さがあり、その必要性を認識いたしました。そのうえで、政務活動費資料の保存期間とされている過去5年分(平成29年度上期分から、令和3年度下期分)の基本料金の按分について提出してきた報告書に基づき精査したところ、99592円の按分による差額を確認しました。

今後、議会事務局とも相談のうえ、既に提出してきた年度ごとの報告書の訂正を行ってゆくとともに、按分によって生じた差額の取扱いについては、他党派でのこの間の取扱い事例なども参考にし、検討して実施したいと考えております。

また、表題下に発行元である私どもの事務所の所在と私どもの連絡先と併せて、記載されていた政党に所属する県議会議員、国会議員名の標記についてのご指摘は、市民から寄せられる地域課題や要求実現のために活動を共にすることとであることから連絡先として標記してまいりました。

広報紙の政党発行の機関紙への折込については、市政や党所属議員の活動を広く知らせるべき役割のあるもので、その考え方の根幹には市民への情報提供、知る権利など、広報本来の役割を発揮すべく、他の新聞や広報誌へ折込への判断も含め、広報する側の自由であり、差別や制限すべきものにあたらないと認識しています。

以上ご報告申し上げます。

2022年9月 27日

日本共産党鶴岡市議団





日本共産党鶴岡市議団 政務活動費精算 平成29年度～令和3年度分

			基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2017年	平成29年	4月	35,600	90.00%	32,040	3,560	2
		5月	35,600	80%	28,480	7,120	4
		6月	35,600	95%	33,820	1,780	6
		7月	35,600	95%	33,820	1,780	9
		8月	35,600	95%	33,820	1,780	11
		9月	40,000	95%	38,000	2,000	13
		10月	40,000	55%	22,000	18,000	27
					差額合計	36,020	
2017年	平成29年	11月	40,000	95%	38,000	2,000	3
		12月	40,000	90%	36,000	4,000	7
2018年	平成30年	1月	40,000	70%	28,000	12,000	9
		2月	40,000	90%	36,000	4,000	19
		3月	40,000	90%	36,000	4,000	33
					差額合計	26,000	

平成29年度上期  
 年度精算  
 686,720  
 -36,020  
 -630,000  
 20,700

平成29年度下期  
 年度精算  
 709,442  
 -26,000  
 -750,000  
 40,558  
 -26,000  
 (返金額)

2018年	平成30年	4月	40,000	75%	30,000	10,000	4
		5月	40,000	86%	34,400	5,600	5
		6月	40,000	97.50%	39,000	1,000	10
		7月	40,000	92%	36,800	3,200	25
		8月	40,000	92%	36,800	3,200	29
		9月	40,000	97.50%	39,000	1,000	32
		10月	40,000	81.66%	32,664	7,336	36
		11月	40,000	90%	36,000	4,000	38
		12月	40,000	88.75%	35,500	4,500	40
2019年	平成31年	1月	40,000	80%	32,000	8,000	42
		2月	40,000	86.25%	34,500	5,500	44
		3月	40,000	97.50%	39,000	1,000	68
					差額合計	54,336	

平成30年度  
 年度精算  
 2,343,340  
 -54,336  
 -1,800,000  
 489,004

			基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2019年	平成31年	4月	40,000	63.75%	25,500	14,500	4
	令和元年	5月	40,000	91.25%	36,500	3,500	6
		6月	40,000	76.25%	30,500	9,500	6
		7月	40,000	71.25%	28,500	11,500	16
		8月	40,000	88.75%	35,500	4,500	19
		9月	40,000	92.50%	37,000	3,000	22
		10月	40,000	85%	34,000	6,000	27
		11月	40,000	95%	38,000	2,000	27
		12月	40,000	87.50%	35,000	5,000	27
2020年	令和2年	1月	40,000	82.50%	33,000	7,000	66
		2月	40,000	93.75%	37,500	2,500	66
		3月	40,000	100%	40,000	0	66
					差額合計	69,000	

令和1年度  
 年度精算  
 1,805,586  
 -69,000  
 -1,800,000  
 -63,414  
 (返金額)

2020年	令和2年	4月	40,000	100%	40,000	0	4
		5月	40,000	93.33%	37,332	2,668	6
		6月	40,000	93.75%	37,500	2,500	9
		7月	40,000	94%	37,600	2,400	12
		8月	40,000	81.66%	32,664	7,336	18
		9月	40,000	94%	37,600	2,400	20
		10月	40,000	88.75%	35,500	4,500	24
		11月	40,000	92.50%	37,000	3,000	27
		12月	40,000	88.75%	35,500	4,500	31
2021年	令和3年	1月	40,000	63.75%	25,500	14,500	33
		2月	40,000	95%	38,000	2,000	36
		3月	40,000	93%	37,200	2,800	57
					差額合計	48,604	

令和2年度  
 年度精算  
 2,085,679  
 -48,604  
 -1,800,000  
 237,075

2021年	令和3年	4月	40,000	80%	32,000	8,000	5
		5月	40,000	63.33%	25,332	14,668	6
		6月	40,000	87%	34,800	5,200	8
		7月	40,000	88.75%	35,500	4,500	10
		8月	40,000	71.66%	28,664	11,336	16
		9月	40,000	84%	33,600	6,400	19
		10月	40,000	29.25%	11,700	28,300	33
					差額合計	78,404	

令和3年度上期  
 年度精算  
 1,311,679  
 -78,404  
 -1,050,000  
 183,275

			基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2021年	令和3年	11月	40,000	70%	28,000	12,000	3
		12月	40,000	75%	30,000	10,000	5
2022年	令和4年	1月	40,000	80%	32,000	8,000	8
		2月	40,000	100%	40,000	0	11
		3月	40,000	91%	36,400	3,600	23
					差額合計	33,600	

令和3年度下期  
年度精算  
623,422  
-33,600  
-600,000  


---

-10,178  
(返金額)

返金額

平成29年度下期 26,000  
令和元年度 63,414  
令和3年度下期 10,178  
  
返金額合計 99,592

鶴岡市議会

議長 菅原 一浩 様

日本共産党市議団への政務活動費・広報費への指摘についての見解と対応について

この間行われた、鶴岡市議会の政務活動費検討会議の手引見直しについて検討協議される中で、広報費の取扱いについて、私どもが毎週発行している「新つるおか」について、ご指摘ご意見があり、7月12日の議員全員説明会で見解と対応について述べさせていただきました。説明会でのご指摘も踏まえ、貴職に対して7月27日付けで見解と対応を提出し、8月29日に会派代表者会議で協議され、9月27日に改めて見解と対応を提出させていただきました。

改正される前の、従前の手引きには広報費における明確な基準がなかったことから、「新つるおか」発行にあたっては、広く市民に活動を知らせるために内容も含め按分についても自制的な立場で取り組んできており、毎年度提出してきた政務活動費・広報費の取扱いについて、市民からも、また議会や監査委員からもご指摘を受けることはなかったものです。

そのうえで、ご指摘された内容について改めて精査いたしました。

編集、印刷を委託していた業者に支払う月額(定額)の基本料金について、紙面印刷経費同様の按分の考えが必要とのご指摘について、改めて判例なども参照のうえ、従前の手引きを用いて行ってきた按分の会計処理上の不十分さがあり、その必要性を認識いたしました。そのうえで、政務活動費資料の保存期間とされている過去5年分(平成29年度上期分から、令和3年度下期分)の基本料金の按分について提出してきた報告書に基づき精査したところ、按分による差額が5年間で345,964円を確認し、その中で年度ごとの政務活動費の収支差により返還が必要な分として平成29年度下期分26,000円、令和元年度63,414円、令和3年度下期101,780円の計99,592円の按分による差額を確認しました。今後、議会事務局とも相談のうえ、既に提出してきた年度ごとの報告書の訂正を行ってゆくとともに、按分によって生じた差額の返還の取扱いについては、他会派でのこの間の取り扱い事例なども参考にし、検討して実施したいと考えております。

また、表題下に発行元である私どもの事務所の所在と私どもの連絡先と併せて、記載されていた政党に所属する県議会議員、国会議員名の標記の件については、市民から寄せられる地域課題や要求実現のために活動を共にすることを理由に、連絡先として標記してまいりましたことは、従前の手引きを用いる中で認識であり、この度の政務活動費検討会議の協議をうけ今年度からの見直しに伴う対応が必要だと認識して外しております。

広報紙の政党発行の機関紙への折込については、市政や党所属議員の活動を広く知らせるべき役割のあるもので、その考え方の根幹には市民への情報提供、知る権利など、広報本来の役割を発揮すべく、他の新聞や広報誌へ折込への判断も含め、広報する側の自由であり、差別や制限すべきものにあたらぬと認識しています。

2022年10月4日

日本共産党鶴岡市議団



日本共産党鶴岡市議団 政務活動費（広報費） 平成29年度～令和3年度分

平成29年度上期			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2017年	平成29年	4月	77,430	69,687	35,600	90.00%	32,040	3,560	2
		5月	77,430	61,944	35,600	80%	28,480	7,120	4
		6月	76,718	72,882	35,600	95%	33,820	1,780	6
		7月	76,718	72,882	35,600	95%	33,820	1,780	9
		8月	88,218	83,807	35,600	95%	33,820	1,780	11
		9月	87,200	82,840	40,000	95%	38,000	2,000	13
		10月	122,600	67,430	40,000	55%	22,000	18,000	27
			606,314	511,472			差額合計	36,020	

平成29年度下期			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2017年	平成29年	11月	89,200	84,740	40,000	95%	38,000	2,000	3
		12月	91,400	82,260	40,000	90%	36,000	4,000	7
2018年	平成30年	1月	91,200	63,840	40,000	70%	28,000	12,000	9
		2月	100,400	90,360	40,000	90%	36,000	4,000	19
		3月	91,000	81,900	40,000	90%	36,000	4,000	33
			463,200	403,100			差額合計	26,000	

平成30年度			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2018年	平成30年	4月	107,260	91,012	40,000	75%	30,000	10,000	4
		5月	106,160	96,285	40,000	86%	34,400	5,600	5
		6月	104,600	102,970	40,000	97.50%	39,000	1,000	10
		7月	107,430	100,810	40,000	92%	36,800	3,200	25
		8月	108,950	102,356	40,000	92%	36,800	3,200	29
		9月	106,450	104,820	40,000	97.50%	39,000	1,000	32
		10月	125,805	107,595	40,000	81.66%	32,664	7,336	36
		11月	105,800	99,220	40,000	90%	36,000	4,000	38
		12月	105,800	98,285	40,000	88.75%	35,500	4,500	40
2019年	平成31年	1月	105,200	92,160	40,000	80%	32,000	8,000	42
		2月	104,600	95,680	40,000	86.25%	34,500	5,500	44
		3月	120,900	119,280	40,000	97.50%	39,000	1,000	68
			1,308,955	1,210,473			差額合計	54,336	

令和1年度			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2019年	平成31年	4月	104,900	81,250	40,000	63.75%	25,500	14,500	4
	令和元年	5月	105,900	100,300	40,000	91.25%	36,500	3,500	6
		6月	107,000	91,470	40,000	76.25%	30,500	9,500	6
		7月	105,100	86,260	40,000	71.25%	28,500	11,500	16
		8月	104,000	96,800	40,000	88.75%	35,500	4,500	19
		9月	104,400	99,590	40,000	92.50%	37,000	3,000	22
		10月	121,100	108,990	40,000	85%	34,000	6,000	27
		11月	104,200	100,960	40,000	95%	38,000	2,000	27
		12月	104,000	96,000	40,000	87.50%	35,000	5,000	27
2020年	令和2年	1月	104,000	92,800	40,000	82.50%	33,000	7,000	66
		2月	104,050	100,000	40,000	93.75%	37,500	2,500	66
		3月	104,400	104,400	40,000	100%	40,000	0	66
			1,273,050	1,158,820			差額合計	69,000	

令和2年度			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2020年	令和2年	4月	120,000	120,000	40,000	100%	40,000	0	4
		5月	88,000	84,800	40,000	93.33%	37,332	2,668	6
		6月	104,800	100,700	40,000	93.75%	37,500	2,500	9
		7月	120,600	115,800	40,000	94%	37,600	2,400	12
		8月	88,000	79,200	40,000	81.66%	32,664	7,336	18
		9月	123,700	118,620	40,000	94%	37,600	2,400	20
		10月	104,000	96,800	40,000	88.75%	35,500	4,500	24
		11月	104,000	99,200	40,000	92.50%	37,000	3,000	27
		12月	104,000	96,800	40,000	88.75%	35,500	4,500	31
2021年	令和3年	1月	104,900	81,250	40,000	63.75%	25,500	14,500	33
		2月	104,000	100,800	40,000	95%	38,000	2,000	36
		3月	122,000	116,400	40,000	93%	37,200	2,800	57
			1,288,000	1,210,370			差額合計	48,604	

令和3年度上期			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2021年	令和3年	4月	104,000	91,200	40,000	80%	32,000	8,000	5
		5月	88,300	71,625	40,000	63.33%	25,332	14,668	6
		6月	122,400	111,805	40,000	87%	34,800	5,200	8
		7月	104,200	97,000	40,000	88.75%	35,500	4,500	10
		8月	88,000	74,400	40,000	71.66%	28,664	11,336	16
		9月	120,500	107,560	40,000	84%	33,600	6,400	19
		10月	114,600	60,477	40,000	29.25%	11,700	28,300	33
			742,000	614,067			差額合計	78,404	

令和3年度下期			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
			領収書金額	按分後金額	基本料金	平均割合	金額	差額	領収書番号
2021年	令和3年	11月	103,100	84,050	40,000	70%	28,000	12,000	3
		12月	118,500	98,875	40,000	75%	30,000	10,000	5
2022年	令和4年	1月	85,900	76,705	40,000	80%	32,000	8,000	8
		2月	98,150	98,150	40,000	100%	40,000	0	11
		3月	109,500	103,245	40,000	91%	36,400	3,600	23
			515,150	461,025			差額合計	33,600	

平成29年度上期		平成29年度下期	平成30年度
年度精算		年度精算	年度精算
収支報告書	686,720	709,442	2,343,340
按分	-36,020	-26,000	-54,336
収入金額	-630,000	-750,000	-1,800,000
	<u>20,700</u>	<u>40,558</u>	<u>489,004</u>
		-26,000	

令和1年度	令和2年度
年度精算	年度精算
1,805,586	2,085,679
-69,000	-48,604
-1,800,000	-1,800,000
<u>-63,414</u>	<u>237,075</u>

令和3年度上期	令和3年度下期
年度精算	年度精算
1,311,679	623,422
-78,404	-33,600
-1,050,000	-600,000
<u>183,275</u>	<u>-10,178</u>

	按分差額	対象返還額
平成29年度上期	36,020	
〃 下期	26,000	26,000
平成30年度	54,336	
令和1年度	69,000	63,414
令和2年度	48,604	
令和3年度上期	78,404	
〃 下期	33,600	10,178
合計	<u>345,964</u>	<u>99,592</u>